

大分大学医学部附属病院規程施行細則

平成16年4月1日制定

平成16年医学部細則第1-1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号。以下「規程」という。）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「病院」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(病院長補佐等及び医局長等の選考等)

第1条の2 規程第4条の2、第6条、第9条及び第10条に規定する病院長補佐、科長、副科長、部長、副部長、センター長、副センター長、室長及び副室長（以下「病院長補佐等」という。）は、病院運営委員会の議を経て、病院長が任命する。

2 規程第7条及び第8条に規定する医局長、副医局長、病棟医長及び外来医長（以下「医局長等」という。）は、病院長が任命する。

3 病院長は、病院長補佐等及び医局長等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該病院長補佐等及び医局長等を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) その他病院長補佐等及び医局長等たるに適しないと認めるとき。

4 病院長は、前項により病院長補佐等及び医局長等を解任したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(副病院長の選考等)

第2条 規程第4条第1項本文に規定する副病院長は、病院、医学部医学科の臨床系講座、医学部附属医学教育センター及び医学部附属臨床医工学センター（以下「病院等」という。）の教授のうちから5人並びに薬剤部長、看護部長及び医学・病院事務部長を、病院運営委員会の議を経て、病院長の推薦により学長が任命する。

2 規程第4条第1項ただし書に規定する副病院長は、病院等の教授のうちから、病院運営委員会の議を経て、病院長の推薦により学長が任命する。

3 病院長は、副病院長が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該副病院長の解任について学長に上申することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) その他副病院長たるに適しないと認めるとき。

(副病院長の任期)

第3条 規程第4条第2項第1号から第5号まで及び第9号に規定する副病院長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、病院長の任期を超えることはできないものとする。

2 病院長が辞任するとき又は欠員となったときは、その日をもって副病院長の任期の終期とする。ただし、後任の病院長が就任するまでの間は、副病院長の任期は引き続き継続し、後任の病院長が就任した日の前日をもって任期の終期とする。

3 副病院長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、第1項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(病院長補佐の任期)

第3条の2 規程第4条の2に規定する病院長補佐の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、病院長の任期を超えることはできないものとする。

2 病院長が辞任するとき又は欠員となったときは、その日をもって病院長補佐の任期の終期とする。ただし、後任の病院長が就任するまでの間は、病院長補佐の任期は引き続き継続し、後任の病院長が就任した日の前日をもって任期の終期とする。

- 3 病院長補佐に欠員を生じた場合の後任者の任期は、第1項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(中央診療施設の部長の選考)

第4条 規程第9条第2項に定める中央診療施設の部長の選考は、次により行う。

- (1) 検査部の部長は、当該部に関連する教授又は准教授をもって充てる。
- (2) 手術部及び材料部の部長は、外科系の教授又は准教授をもって充てる。
- (3) 放射線部の部長は、当該部に関連する臨床医学系の教授又は准教授をもって充てる。

(中央診療施設の副部長の選考)

第5条 規程第9条第2項に定める中央診療施設の副部長の選考は、次により行う。

- (1) 検査部の副部長は、当該部に関連する教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。
- (2) 手術部及び材料部の部長は、外科系の教授又は准教授をもって充てる。
- (3) 放射線部の副部長は、当該部の准教授又は当該部に関連する臨床医学系の准教授若しくは講師をもって充てる。
- (4) 材料部の副部長は、臨床医学系の准教授又は講師をもって充てる。

- 2 前項第4号の副部長の選考に当たっては、当該部長の意見を尊重するものとする。

(中央診療施設の部長及び副部長の任期)

第6条 第4条第2号に定める部長及び前条第1項第4号に定める副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副部長の任期については、任期途中において部長の交替があった場合は変更することがある。

(特殊診療施設の部長、センター長及び室長の選考)

第7条 規程第10条第2項に定める特殊診療施設の部長、センター長及び室長の選考は、次の各号により行う。

- (1) クオリティマネジメント室長は、病院長が指名した副病院長をもって充てる。
- (2) 高度救命救急センター長は、病院長又は当該センターに関連する臨床医学系の教授若しくは准教授をもって充てる。ただし、病院長が必要と認めるときは、当該センターに関連する特任教員をもって充てることできる。
- (3) 集中治療部長、臨床薬理センター長、リハビリテーション部長、CCU部長、血液浄化センター長、高度内視鏡診療センター長、感染制御部長、総合臨床研究センター長及び肝疾患相談センター長は、臨床医学系の教授又は准教授をもって充てる。
- (4) 輸血部長及び腫瘍センター長は、臨床医学系の教授、准教授又は講師をもって充てる。
- (5) 病理診断科・病理部長は、当該部に関連する教授又は准教授をもって充てる。
- (6) 医療情報部長は、当該部の教授又は准教授をもって充てる。
- (7) 総合患者支援センター長及び看護師特定行為統括センター長は、臨床医学系の教授をもって充てる。
- (8) 周産母子センター長は、小児科又は産科婦人科の教授をもって充てる。
- (9) ME機器センター長、生殖医療センター長及び肥満・糖尿病先進治療センター長は、当該センターに関連する教授又は准教授をもって充てる。
- (10) 医療安全管理部長は、当該部に関連する教授をもって充てる。
- (11) 卒後臨床研修センター長は、副病院長(医療人育成担当)をもって充てる。
- (12) 遺伝子診療室長は、当該室に関連する教授又は准教授をもって充てる。
- (13) 認知症先端医療推進センター長は、病院長又は当該センターに関連する臨床医学系の教授若しくは准教授をもって充てる。
- (14) 低侵襲手術センター長は、当該センターに関連する臨床医学系の教授又は准教授をもって充てる。
- (15) 災害マネジメント総合支援センター長は、病院長が指名した臨床医学系の教授をもって充てる。

(16) 薬剤師教育センター長は、副病院長（薬事担当）をもって充てる。

(特殊診療施設の副部長、副センター長及び副室長の選考)

第8条 規程第10条第2項に定める特殊診療施設の副部長、副センター長及び副室長の選考は、次の各号により行う。

- (1) クオリティマネジメント室の副室長は、臨床医学系の教授又は准教授をもって充てる。
 - (2) 病理診断科・病理部及びリハビリテーション部の副部長は、当該部の准教授をもって充てる。
 - (3) 医療情報部の副部長は、当該部の准教授、講師又は助教をもって充てる。
 - (4) 高度救命救急センターの副センター長は、当該センターに関連する臨床医学系の教授、准教授又は講師をもって充てる。ただし、病院長が必要と認めるときは、当該センターに関連する特任教員をもって充てることができる。
 - (5) 集中治療部の副部長及び肝疾患相談センターの副センター長は、当該部又は当該センターの講師をもって充てる。
 - (6) 輸血部の副部長は、臨床医学系の准教授、講師又は助教をもって充てる。
 - (7) 周産母子センターの副センター長は、小児科及び産科婦人科の教授のうち周産母子センター長以外の教授をもって充てる。
 - (8) CCU部の副部長及び腫瘍センターの副センター長は、臨床医学系の准教授又は講師をもって充てる。
 - (9) 血液浄化センターに副センター長を2人置き、当該センターに関連する教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。
 - (10) 高度内視鏡診療センターに副センター長を2人置き、当該センターに関連する教授、准教授又は講師をもって充てる。
 - (11) 臨床薬理センターの副センター長は、当該センターの准教授をもって充てる。
 - (12) 総合患者支援センターに副センター長2人を置き、1人は臨床医学系の准教授又は講師を、1人は副看護部長をもってそれぞれ充てる。
 - (13) 感染制御部に副部長2人を置き、1人は当該部に関連する准教授、講師、助教又は助手を、1人は感染制御担当看護師長をもってそれぞれ充てる。
 - (14) ME機器センターの副センター長は、当該センターに関連する教授、准教授又は講師をもって充てる。
 - (15) 医療安全管理部に副部長2名を置き、当該部の准教授又は講師及びリスクマネジメント担当看護師長をもって充てる。
 - (16) 卒後臨床研修センターに副センター長4人を置き、1人は当該センターの准教授、講師又は助教を、3人は臨床医学系の教授又は准教授をもって充てる。
 - (17) 総合臨床研究センターの副センター長は2人置くことができるものとし、臨床医学系の教授、准教授若しくは講師又は副薬剤部長をもって充てる。
 - (18) 遺伝子診療室の副室長は、当該室に関連する准教授、講師又は助教をもって充てる。
 - (19) 認知症先端医療推進センターの副センター長は、当該センターに関連する臨床医学系の教授、准教授又は講師をもって充てる。
 - (20) 生殖医療センター及び低侵襲手術センターの副センター長は、当該センターに関連する臨床医学系の教授、准教授又は講師をもって充てる。
 - (21) 看護師特定行為統括センターに副センター長2人を置き、1人は臨床医学系の教授又は准教授を、1人は看護部長をもって充てる。
 - (22) 肥満・糖尿病先進治療センターに副センター長を2人置き、当該センターに関連する内科系及び外科系の教授、准教授、講師又は助教をもってそれぞれ充てる。
 - (23) 災害マネジメント総合支援センターの副センター長は、当該センターに関連する臨床医学系の教授をもって充てる。
 - (24) 薬剤師教育センターの副センター長は、薬剤部の准教授をもって充てる。
- 2 前項第3号、第4号、第6号、第8号から第10号まで、第12号（副看護部長をもって充てる副センター長を除く。）、第13号（感染制御担当看護師長をもって充てる副部長を除く。）、第14号、第16号から第20号まで、第21号（看護部長をもって充てる副センター長を除く。）

く。)及び第22号から第24号までに掲げる副部長、副センター長及び副室長の選考に当たっては、当該部長、センター長又は室長の意見を尊重するものとする。

(特殊診療施設の部長等の任期)

第9条 第7条第2号から第5号まで、第7号から第9号まで及び第12号から第15号までに定める部長、センター長及び室長並びに前条第1項第3号、第4号、第6号、第8号から第10号まで、第12号(副看護部長をもって充てる副センター長を除く。)、第13号(感染制御担当看護師長をもって充てる副部長を除く。)、第14号、第16号から第20号まで、第21号(看護部長をもって充てる副センター長を除く。)及び第22号から第24号までに定める副部長、副センター長及び副室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副部長、副センター長及び副室長の任期については、任期途中において部長、センター長又は室長の交替があった場合は変更することがある。

2 前項本文の規定にかかわらず、周産母子センターのセンター長及び副センター長の任期は2年とし、小児科及び産科婦人科の教授が交互に担当する。

(薬剤部長及び副薬剤部長の選考等)

第10条 規程第11条第2項に規定する薬剤部長は、当該部の教授のうちから、病院運営委員会の議を経て、病院長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 規程第11条第2項に規定する副薬剤部長は、当該部の准教授及び技術職員のうちから、病院運営委員会の議を経て、病院長の推薦に基づき、学長が任命する。

3 病院長は、薬剤部長又は副薬剤部長(当該部の技術職員をもって充てる副薬剤部長を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該薬剤部長又は副薬剤部長の解任について学長に上申することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) その他薬剤部長又は副薬剤部長たるに適しないと認めるとき。

(看護部長及び副看護部長の選考等)

第11条 規程第12条第2項に定める看護部長及び副看護部長は、病院長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 前項に定めるもののほか、看護部長及び副看護部長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

(医療技術部長及び副医療技術部長の選考等)

第12条 規程第13条第2項に定める医療技術部長及び副医療技術部長は、病院長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 病院長は、医療技術部長及び副医療技術部長が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該医療技術部長及び副医療技術部長の解任について学長に上申することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) その他医療技術部長及び副医療技術部長たるに適しないと認めるとき。

3 前二項に定めるもののほか、医療技術部長及び副医療技術部長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、必要な事項及びこの細則により難しい事情があるときは、その都度病院長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成１６年医学部細則第１－５号）
この細則は、平成１７年１月１日から施行する。

附 則（平成１７年医学部細則第１－２号）
この細則は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年医学部細則第１－１号）
この細則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、平成１８年９月２７日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院規程施行細則の規定は、同年８月１日から適用する。

附 則（平成１９年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年医学部附属病院細則第１－２号）
この細則は、平成１９年８月１日から施行する。

附 則（平成１９年医学部附属病院細則第１－３号）
この細則は、平成１９年１０月２４日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院規程施行細則の規定は、同年１０月１７日から適用する。

附 則（平成２０年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年医学部附属病院細則第１－２号）
この細則は、平成２０年６月１日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院規程施行細則の規定は、同年５月１日から適用する。

附 則（平成２０年医学部附属病院細則第１－３号）
この細則は、平成２０年６月２５日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院規程施行細則の規定は、同年５月１日から適用する。

附 則（平成２０年医学部附属病院細則第１－６号）
この細則は、平成２０年１０月２２日から施行する。

- 附 則（平成２０年医学部附属病院細則第１－７号）
- 1 この細則は、平成２０年１２月２４日から施行する。
 - 2 この細則施行の前日に在任する副病院長は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２４年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、平成２４年３月２８日から施行する。

附 則（平成２５年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年医学部附属病院細則第１－９号）
この細則は、平成２５年７月１日から施行する。

附 則（平成２５年医学部附属病院細則第１－１０号）
この細則は、平成２５年１０月１日から施行する。

附 則（平成２６年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、平成２６年２月１日から施行する。

附 則（平成２６年医学部附属病院細則第１－５号）
この細則は、平成２６年６月１日から施行する。

附 則（平成２６年医学部附属病院細則第１－７号）
この細則は、平成２６年１２月２４日から施行する。

附 則（平成２７年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、平成２７年２月１日から施行する。

附 則（平成２８年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年医学部附属病院細則第１－３号）
この細則は、平成２８年１０月１日から施行する。

附 則（平成２９年医学部附属病院細則第１－２号）
この細則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年医学部附属病院細則第１－８号）
この細則は、平成２９年５月３１日から施行する。

附 則（平成２９年医学部附属病院細則第１－１１号）
この細則は、平成２９年８月１日から施行する。

附 則（平成２９年医学部附属病院細則第１－１２号）
この細則は、平成２９年１２月１日から施行する。

附 則（平成３０年医学部附属病院細則第１－２号）
この細則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和元年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、令和元年６月１日から施行する。

附 則（令和元年医学部附属病院細則第１－５号）
この細則は、令和元年１１月２７日から施行する。

附 則（令和２年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、令和２年３月１日から施行する。

附 則（令和２年医学部附属病院細則第１－９号）
この細則は、令和２年５月１日から施行する。

附 則（令和２年医学部附属病院細則第１－１２号）
この細則は、令和２年８月１日から施行する。

附 則（令和２年医学部附属病院細則第１－１３号）
この細則は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則（令和２年医学部附属病院細則第１－１５号）
この細則は、令和２年１１月１日から施行する。

附 則（令和３年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、令和３年４月１日から施行する。

- 附 則（令和３年医学部附属病院細則第１－５号）
- 1 この細則は、令和３年１０月１日から施行する。
 - 2 大分大学医学部附属病院総合患者支援センター細則（平成２８年医学部附属病院細則第４－２１号）の一部を次のように改正する。
第６条第７項中「副センター長」を「あらかじめ議長の指名する副センター長」に改める。

附 則（令和４年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、令和４年２月１日から施行する。

附 則（令和４年医学部附属病院細則第１－３号）
この細則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年医学部附属病院細則第１－５号）
この細則は、令和４年８月１日から施行する。

附 則（令和５年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年医学部附属病院細則第１－５号）
この細則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年医学部附属病院細則第１－８号）
この細則は、令和５年７月２７日から施行する。

附 則（令和５年医学部附属病院細則第１－１０号）
この細則は、令和５年９月２５日から施行する。

附 則（令和６年医学部附属病院細則第１－２号）
この細則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年医学部附属病院細則第１－８号）
この細則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年医学部附属病院細則第１－９号）
この細則は、令和６年５月１日から施行する。

附 則（令和７年医学部附属病院細則第１－１号）
この細則は、令和７年２月２８日から施行する。

附 則（令和７年医学部附属病院細則第１－４号）
この細則は、令和７年４月１日から施行する。